

50 法学校生徒徴兵猶予の儀伺

〔明治十七年八月〕

太政官第二局
書記官

御中

〔抹消〕
伺ノ趣徴兵事務条例第三百三十三条ノ通可相心得事

明治十七年八月八日

〔注記1〕
司法省第八六三号

〔注記2〕

法学生徒徴兵猶予之儀ニ付伺

〔注記3〕〔注記4〕〔注記5〕〔下札1〕
御改正徴兵令第三章第十八条第三項ニ官立大学校及ヒ之ニ準ス
ル官立学校本科生徒ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予スト有之当
省法学校本科生徒ノ儀ハ大学ノ一科ナル法律学ヲ専門トスル者
ニ候得ハ無論右第三項ニ抛リ官立大学校生徒ニ準シ其事故ノ存
スル間徴集ヲ猶予セラル可キ儀ト被存候得共為念此段相伺候也

明治十七年二月十五日

司法卿 山田顕義

太政大臣 三條實美殿

〔注記6〕
〔注記7〕
伺ノ趣徴兵事務条例第三百三十三条ノ通可相心得事

明治十七年八月八日

〔注記8〕
司法省第二五六八号

〔落合〕
〔注記9〕

〔注記10〕
去ル二月十五日当省第八六三号ヲ以テ御改正徴兵令箇条中猶予
願ノ儀ニ付伺出置候処未タ御裁可不相成候得共法学生徒新募都
合モ有之候間乍御手数致至急相達候趣御取計相成度此段及御依頼
候也

十七年五月卅日

司法大書記官 黒川誠一郎 印

太政官第二局

書記官

御中

〔抹消〕
伺ノ趣徴兵事務条例第三百三十三条ノ通可相心得事

明治十七年八月八日

〔注記11〕
明治十七年八月二日

〔注記12〕

大臣 花押 花押 内閣書記官

〔合森〕

〔下札2〕
司法省何法学校生徒徴兵猶予之事参事院勘査進呈ス依テ回
議ニ供ス

参議

大木花押 伊藤花押 井上 松方 川村 佐々木
山縣 西郷 山田 大山 福岡

〔注記14〕
明治十七年八月二日

〔注記15〕

第二局 印

別紙司法省何法学校生徒徴兵猶予ノ件ハ参事院意見ノ通御指令
相成可然哉仰高裁候也

甲第二四二号

〔下札3〕

〔下札4〕
別紙司法省何法学校生徒徴兵猶予ノ件審査スル処左ノ如シ
徴兵事務条例ヲ頒布シ司法省法学校ヲ官立大学校ニ準スル官
立学校ト定メラレタル以上ハ伺ノ通御裁可相成可然ト認ム
右ニ由リ指令案左ノ通ニテ可然哉上申候也

〔下札5〕

指令案

伺ノ趣徴兵事務条例第三百三十三条ノ通可相心得事

明治十七年八月八日 (山田) ㊟

明治十七年七月廿六日 参事院議長 福岡孝弟 ㊟

太政大臣 三条實美殿

参照 (下札6)

徴兵事務条例第三百三十三条

徴兵令第十八条第三項ニ掲ケタル官立大学校ニ準スル官立学

校ハ左ノ如シ

一 工部大学校

二 農商務省駒場札幌農学校

三 司法省法学校

(注記1)

〔甲〕参事院第九六号ノ二月廿日ノ太政官第二局第一号ノ二月

廿(抹消)〔八〕太政官第一局受付

(注記2)

〔花押〕参事院第二号ノ二月廿日ノ(軍事部)受付印

(注記3)

〔第二局〕

(注記4)

〔参事院〕

(注記5)

〔軍事部〕

(注記6)

〔一〕(簿冊内件名番号)

(注記7)

〔甲六三〕

(注記8)

〔甲〕九六号属ノ六月二日ノ太政官第二局第一号ノ属ノ五月卅一

日ノ太政官第一局受付

(注記9)

〔黒川司法大書記官ヨリ第二局書記官ヘ照会〕

(注記10)

〔司甲六三属〕

(注記11)

〔司甲六三号〕

(注記12)

〔(若村)依田(長久保)河原崎) ㊟/㊟/㊟/㊟

(注記13)

〔済〕

(注記14)

〔甲〕太政官第二局第一号

(注記15)

〔廣見) ㊟

(下札1)

〔八月八日〕

司法省法学生徒徴集猶予(徴兵事務条例第三百三十三条)ノ通心得シム

司法省稟議

(下札2)

〔以下二枚省ク〕

印

(下札3)

「参事院議案」

(下札4)

「参照ヘツ、ク」

(下札5)

「十七年七月二十六日○八月二日内閣書記官主査第二百七査」

(下札6)

「参照二字ノミ朱」

〔明治十七年 公文録 司法省
八月 全 2A, 10, ③3828〕